

一般社団法人日本ロボット学会 学術講演会運営委員会規程

2013年 8月 9日理事会制定

2015年 3月20日理事会改定

2016年12月20日理事会改定

2021年 5月19日理事会改定

(設置)

第1条 本学会定款第42条により学術講演会運営委員会をおく。

(目的)

第2条 学術講演会運営委員会（以下委員会という）は、本会学術講演会の円滑な推進および遂行を継続的に図ることを目的とし、以下の業務を行う。

- (1) 学術講演会の運営・実施に関する方針の策定
- (2) 学術講演会の円滑な遂行のための支援
- (3) 開催候補地の立案
- (4) 学術講演会に関するその他の事項

(委員長)

第3条 委員会に委員長を一名おく。委員長は、本学会定款第42条により、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。委員長の任期は2年とする。

(委員)

第4条 委員会は、委員長1名、幹事（庶務理事）1名以上、該年度学術講演会理事、次年度学術講演会理事、次々年度の学術講演会実行委員会委員長、庶務理事、財務理事及び事務局長を含む委員をもって構成する。委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。委員の任期は2年とし、再任可とする。

(召集)

第5条 委員会は委員長が召集する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、庶務理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. この規程は2013年8月9日から適用する。
2. この規程は2015年3月20日より改定実施する。
3. この規程は2016年12月20日より改定実施する。
4. この規程は2021年5月19日より改定実施する。

本文書は「一般社団法人日本ロボット学会学術講演会運営委員会規程」の正文であることを確認する。

2021年5月19日

署名

印

<改定履歴>

2015年3月20日改定

第4条 学術講演会事業理事→学術講演会理事に修正(2箇所)

2016年12月20日

委員会名称を、学会学術講演会管理推進委員会から学会学術講演会管理委員会に変更

第4条、第6条の幹事：事業理事を庶務理事に変更

2021年5月19日

委員会名称を、学会学術講演会管理委員会から学会学術講演会運営委員会に変更